

愛知県病院開設等許可事務取扱要領

(目的)

第1 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づく許可のうち、病院の開設、病床数の増加又は病床種別の変更及び診療所の病床の設置、病床数の増加又は病床種別の変更(以下「病院開設等」という。)に係る申請等の取扱いについて、手続の公平性・公正性を図るとともに、円滑な事務処理を行うため、この要領を定める。

(基本方針)

第2 本県の病院開設等の病床整備については、愛知県地域保健医療計画(以下「医療計画」という。)において定める基準病床数(療養病床及び一般病床については2次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床については全県域で算定したもの。)及び別に定める時点の既存病床数に基づき整備することとする。

2 病院開設等に係る病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む2次医療圏又は本県の区域における既存の病床数が、医療計画において定める基準病床数に既に達している場合又は病院開設等の病床整備により基準病床数を超えることになる場合における病院開設等(以下「病床過剰医療圏等における病院開設等」という。)については、今後とも原則として認めない方針であり、計画中止を指導していくこととする。

ただし、次の場合は、例外的に病院開設等を認めるものとする。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設及び児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第2号又は第68条第1号に規定する施設である病院の病床(以下「重心病床等」という。)について、重心病床等の指導基準(第5)の要件を満たすことを確認した場合。

なお、この場合は、医療法第7条の2第4項の規定に基づき必要な補正を行うこととする。

医療法第30条の4第8項の規定に基づき、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の32の2第1項に規定する特定の病床(以下「特定病床」という。)の特例を適用するにあたっては、特定病床の指導基準(第6)の要件を満たすとともに、当該施設の医療従事者数、病床利用率等の実績や待機患者数等を勘案するほか、地域(基本的には2次医療圏の圏域であるが、医療機能により広域的になる)の既存の医療機能を強化してもなお、必要と認められるものであることを確認した場合。

3 病院開設等の許可にあたっては、医療計画の推進に適した病床整備を図るとともに、手続の公平性・公正性を図る観点から、圏域保健医療福祉推進会議(以下「圏域会議」という。)及び愛知県医療審議会(以下「医療審議会」という。)の意見を聴くこととする。

ただし、特定病床の特例の適用については、圏域会議の意見を聴いた後、医療審議会に諮問することとする。

(病院開設等の取扱い手順)

第3 病院開設等の取扱いの手順は、次のとおりとする。

事前の相談

病院開設等をしようとする者(以下「計画者」という。)から、当該病院等の所在地を管轄

する保健所（以下「所管保健所」という。）に病院開設等の計画に係る相談があった場合は、所管保健所は速やかに、その存する2次医療圏の基幹的保健所（保健所の機能強化及び所管区域の在り方に関する基本的な考え方（平成16年3月作成）に定義する基幹的保健所のことをいう。以下同じ。）及び医療福祉計画課に計画内容等を通知する。

病院開設等計画書の提出及び審査

所管保健所は、当該計画が第4に掲げる基準に適合し、医療審議会の意見を聴いた後、直ちに病院開設等の申請が行える状況など、計画が成熟していると認められる場合（公的病院等予算措置などの理由により着工までに一定の期間が必要な場合には、計画が確実なことを証する書類により計画の成熟性を確認する）は、計画者に対して病床整備計画書（以下「計画書」という。様式1）を正本1部・副本1部提出させ、基幹的保健所へ副本を送付するとともに、計画書の写しを医療福祉計画課へ送付し、協議するものとする。

ただし、計画者が特定病床の特例の適用を受けて病床過剰医療圏等における病院開設等を行おうとする場合（以下「特定病床計画」という。）は、前号において所管保健所から通知のあった計画内容等をもとに厚生労働省へ事前相談を行うことにより、当該計画への特定病床の特例の適用可能性について検討し、可能性があるとして認められた場合のみ、特定病床計画書（様式2）を正本1部・副本1部提出させるものとする。

指導方針の協議

基幹的保健所は、所管保健所が医療福祉計画課との協議後、圏域会議の幹事会を開催し、第4に掲げる基準に適合することを確認するとともに、2次医療圏内の他の病院開設等の計画との調整の必要性など、当該計画の取扱いに係る指導方針を決定する。

なお、所管保健所は、必要に応じて計画書の補正を指導する。

圏域会議の意見

基幹的保健所は圏域会議を開催し、幹事会における指導方針に適合した計画について、圏域会議の意見を聴く。

医療福祉計画課への計画書の送付

基幹的保健所は、当該計画に係る計画書副本に圏域会議の意見を付し医療福祉計画課へ送付する。

医療審議会の意見

当該計画について、圏域会議の意見を付し、医療審議会の意見を聴く。

ただし、特定病床計画については、前号において送付された計画書及び圏域会議の意見の内容を確認した後、当該計画に係る病院開設等の許可申請書を提出させ、当該申請について医療審議会に諮問し意見を得る。

保健所及び計画者への通知

医療福祉計画課は、医療審議会の意見及び計画の適否を基幹的保健所及び所管保健所に通知する。この場合、適当であるとされた計画に係る所管保健所への通知には、許可申請書の提出期限を明示するものとし、所管保健所は、当該計画が適当である旨及び許可申請書の提出期限を計画者に通知する。

ただし、医療審議会において適当であるとの意見を得た特定病床計画については、医療法施行令第5条の4第2項に基づく厚生労働大臣協議を行い、その結果について基幹的保健所及び所管保健所に通知する。

- 2 所管保健所は、前項の取扱いの各過程において当該計画が不適当であるとされた場合には、

計画者に対して、当該計画の見直し、取り下げ等を行うよう指導するものとする。

なお、上記指導にもかかわらず、計画者から病院開設等の許可申請書が提出された場合は受理することとするが、特定病床計画に係る医療審議会の意見に反する内容の許可申請については、申請書の取り下げ又は医療審議会の意見に反しない内容への変更を指導するとともに、申請者が指導に従わない場合には、医療法第30条の11に基づく勧告又は医療法第7条の2に基づく不許可処分を行うこととする。

(審査基準)

第4 所管保健所は次の基準を満たさないものに対しては、計画を自粛するよう指導する。ただし、診療所の病床については、この基準のうち第2号及び第3号は適用しない。

工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。
なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。

開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床計画にあつては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。

医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。

計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。

(重心病床等の指導基準)

第5 重心病床等の計画にあつては、第4に定める審査基準を満たすとともに、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)を満たしている(見込みである)ことを確認する。

(特定病床の指導基準)

第6 特定病床計画にあつては、第4に定める審査基準を満たすとともに、医療法施行規則第30条の32の2第1項各号及び平成19年7月20日付け医政発第0720003号厚生労働省医政局長通知、平成10年7月24日付け指第43号同局指導課長通知により指導する。

(適用除外)

第7 次に掲げる場合は、原則としてこの要領の対象としないものとする。ただし、事前に医療福祉計画課と協議すること。

病院又は診療所の開設者に変更があつた場合であっても、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないとき。

病院又は診療所が移転する場合(開設者が同じである病院相互において病床が移動する場合を含むものとする。)であっても、その前後で、その病院が存在する2次医療圏内の療養病床及び一般病床の総数並びに県内の精神病床、感染症病床及び結核病床の数が増加されないとき。

病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する2次医療圏内の療養病床及び一般病床の総数が増加されないとき。

(許可後の指導)

第8 許可された重心病床等及び特定病床については、医療法第27条の施設検査及びその後の医療監視員による立ち入り検査等の機会に当該病床が許可された趣旨に沿って使用され得る(使用されている)ことを確認し、適切でない運用をされている場合には厳格に指導すること。

(その他)

第9 豊橋市、岡崎市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所及び豊田市保健所とする。

2 名古屋市については、医療福祉計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。

3 西三河南部東医療圏については、西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

(附 則)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成12年5月9日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成13年3月26日から施行し、平成13年3月1日から適用する。ただし、第3第1項の改正規定は平成13年1月6日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。